

令和6年3月18日

令和 6 年 3 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時 令和6年3月18日 午後2時00分

2. 場 所 能代市役所 二ツ井町庁舎 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	飯坂 司	11	佐々木博子
2	工藤 次雄	12	安井 鐘美
3	大鐘 正彦	13	福司 貴徳
4	佐々木 力	14	大高 清勝
5	熊谷 治	15	佐藤 敏彦
6	渡部 正人		
7	金谷 和美		
9	舩谷 雅弘	19	平川 義市
10	菊地 勝美		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	小川 繁		
17	袴田 謙		
18	高橋 英敏		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	川崎 武信
行政専門員	今井 一晴

6. 案 件 議 案 番 号 9 10 協議事項1 報告事項1 報告事項2 報告事項3	農地法第3条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画について 令和6年度農作業労働賃金の目安について 農地法第18条第6項の規定による通知について 地目変更登記に係る照会に対する回答について 非農地判断について
7. 会議の概要	(開 会) 事 務 局 ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 8番 小川 繁 委員、17番 袴田 謙 委員、18番 高橋 英敏 委員の3名です。 18名中15名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。 議 長 それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。 事 務 局 (事務局説明) 議 長 ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。 (なしの声) 議 長 ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 議 長 異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号13番 福司 貴徳 委員と議席番号14番 大高 清勝 委員の両名をお願いします。 議 長 それでは、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。なお関連がありますので、報告事項1と併せ事務局の説明を願います。 事 務 局 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、所有権移転が4件で、譲渡人が4人、譲受人が4人。申請士

地の面積は、田が14,012㎡、畑が7,208㎡です。賃借権設定は、32件で、賃貸人が28人、賃借人が20人、申請土地の面積は、田が213,087.87㎡、畑が25,742㎡です。使用貸借権設定は1件で、貸人が1人、借人が1人、申請土地の面積は、田が1,245㎡です。

次のページをお願いします。

主な内容についてご説明します。

整理番号1は所有権移転で、申請土地は荷八田字大野■■■■■■地目は畑で面積の合計は■■■■■■、価格は■■■■■■、移転事由は経営拡張となっています。

整理番号5は賃借権設定で、申請土地は朴瀬字家ノ上■■■■、地目は畑で面積は■■■■■■、賃借料は■■■■■■、申請事由は経営拡張、期間は10年間となっています。関連事項の合意解約についてご説明します。38ページをお願いします。整理番号4ですが、申請土地は、賃貸借する土地と同じ、解約事由は賃借人の変更、合意解約日及び土地の引渡し日は■■■■■■となっています。

8ページをお願いします。整理番号37は、使用貸借権設定で、申請土地は、種字谷地■■■■■■地目は田で、面積の合計は■■■■■■、申請事由は経営拡張、期間は3年間となっています。

説明は、以上です。

議長 それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号11番と19番を先議します。
2番 工藤 次雄 委員は暫時ご退席願います。

(工藤委員退席)

議長 整理番号11番と19番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。
整理番号11番と19番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(工藤委員着席)

議長 工藤 次雄 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。

佐藤敏彦委員	賃借権設定で、期間が1年間となっているものが複数あるが、理由がわかるか。
事務局	同一の賃借人が、経営縮小のため解約したものが多数ありました。受け手に利用集積するまで、集落の人が分担して耕作するものだと思います。
議長	他にご質問等はありませんか。 (なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議長	次に、議案第10号 農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第10号 農用地利用集積計画の提出があったため、承認するため提案します。 計画内容は、所有権移転が4件で譲渡人が4人、譲受人が4人、申請土地の面積は田が16,710㎡、畑が6,597㎡です。利用権の設定は129件で、賃貸人が128人、賃借人が46人、転借人が1人で、申請土地の面積は田が993,408㎡、畑が5,457㎡です。権利の移転は2件で、移転した者が1人、移転を受けた者が2人、申請土地の面積は田が30,277㎡です。 次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。 整理番号1は所有権移転で、申請土地は、字袖又[REDACTED]、地目は田で面積の合計は[REDACTED] 価格は[REDACTED] 移転事由は経営拡張となっています。 整理番号5は利用権設定で、申請土地は字中谷地[REDACTED] 地目は田で面積[REDACTED] 賃借料は[REDACTED] 申請事由は再設定、期間は3年間となっています。 P32をお願いします。 整理番号133は中間管理権で、申請土地は、真壁地字道添[REDACTED] 地目は田で面積[REDACTED] 賃借料は[REDACTED] で、設定事由は農地中間管理権、賃借期間は10年間となっています。 整理番号134は権利の移転で、申請土地は比八田字十二ヶ村[REDACTED] 地目は田で、面積[REDACTED] 移転事由は土地所有者の都合によるとなっています。

		説明は、以上です。
議	長	それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号 7 番を先議します。 5 番 熊谷 治 委員は暫時ご退席願います。 (熊谷委員退席)
議	長	整理番号 7 番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号 7 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (熊谷委員着席)
議	長	熊谷 治 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。 次に、整理番号 10 番から 63 番を先議します。 6 番 渡部 正人 委員は暫時ご退席願います。 (渡部委員退席)
議	長	整理番号 10 番から 63 番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号 10 番から 63 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (渡部委員着席)

議	長	渡部 正人 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。 次に、整理番号 7 5 番を先議します。 1 番 飯坂 司 委員は暫時ご退席願います。 (飯坂委員退席)
議	長	整理番号 7 5 番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号 7 5 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (飯坂委員着席)
議	長	飯坂 司 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。 次に、整理番号 1 0 8 番と 1 0 9 番を先議します。 1 2 番 安井 鐘美 委員は暫時ご退席願います。 (安井委員退席)
議	長	整理番号 1 0 8 番と 1 0 9 番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号 1 0 8 番と 1 0 9 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (安井委員着席)
議	長	安井 鐘美 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

		次に、整理番号１３５番を先議します。 １３番 福司 貴徳 委員は暫時ご退席願います。 (福司委員退席)
議	長	整理番号１３５番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号１３５番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (福司委員着席)
議	長	福司 貴徳 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。 次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第１０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、協議事項１ 令和６年度農作業労働賃金の目安についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		農作業労働賃金の目安ですが、農家が作業を受委託する際、話し合いを円滑にさせていただくため、毎年度、農業委員会で農作業賃金の目安額を定め、広報等で周知しております。 また、この金額はあくまで目安であり、単価表にも「この金額は、目安額を示したもので、当事者で農作業賃金を決定する際は、実際のほ場の状況や地域の労働慣行等の実情により、当事者で協議の上、作業賃金を決定してく

	ださい。」との注意書きを記載しているものです。 農作業労働賃金については、過去3年間、農雑作業以外の単価は据え置きとしておりましたが、令和5年10月から秋田県の最低賃金が5%程度、金額にして1時間当たり44円増となる897円となったこと、県内の主な市や山本郡3町の定める料金と本市の料金との比較、さらには近年の農業資材や燃料費を含む物価高騰の状況等を鑑み、令和6年度の農作業労働賃金の目安単価の設定に当たり、各料金の値上げをやむを得ないものと考え、2案を農政委員会へ提示させていただきました。 A3の検討資料1ページ目の事務局案1では、県内の主な市と山本3町の料金を参考に算出し、事務局案2では、最低賃金の上昇率である約5%の引き上げを目安に各料金を算出しました。 A3の検討資料2ページ目には、令和5年度における県内の主な市と山本3町の設定料金をまとめております。 令和6年度の農作業労働賃金の先月の総会後に開催された農政専門委員会での協議を踏まえ、事務局案1と事務局案2のうち、事務局案2の方を本日の総会に提案させていただくこととし、各料金の金額については、1ページ目のR6年度農政専門委員会検討案に記載の金額となっております。 また、料金表の一番下の欄にあります「大農機具運搬」の項目については、設定金額が市場価格とかなりの開きがあること、他のいずれの市町村でも項目の設定がないことから、令和6年度の料金表では、項目を削除しております。 説明は以上です。
議 長	本案につきましては、農政専門委員会で審議をしておりますので、農政委員長から審議の概要を報告願います。
熊谷治農政委員長	2月19日、農政専門委員会を開催し、農作業労働賃金の目安について協議しました。 事務局からは、県内各市町村の農作業労働賃金を参考に、令和6年度のコ額を算出した案と秋田県の最低賃金の上昇率を目安にして、各作業項目の単価を算出した案の2案が提案されました。 委員会では、能代市の農作業労働賃金は、農雑作業料金の単価を除き、過去3年間、料金単価を据え置いていること。物価高騰や労働賃金の単価上昇等が顕著であることなどの昨今の社会情勢を鑑み、農雑作業料金以外の作業項目の単価引き上げについて、やむを得ないものと意見で一致し、単価については、秋田県の最低賃金の上昇率を目安に、各作業料金の金額を概ね5%引き上げる事務局案を採用することで意見が集約されました。 また、大農機具運搬の項目に関しては、今年度までは1回当たり3,000円として単価を設定しておりましたが、農協や民間会社の運搬単価とかけ離れていることや、他の市町村では農機具運搬の項目自体を設定していないことから、委員会での検討の結果、令和6年度から項目自体を削除することとしております。 以上、農政専門委員会の検討結果について、ご報告いたします。
議 長	事務局の説明と農政委員長からの審議概要の報告がありましたが、何かご

		質問等はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 協議事項１について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、報告事項１ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
		(説明省略の声)
議	長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、報告事項２ 地目変更登記に係る照会に対する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
		(説明省略の声)
議	長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、報告事項３ 非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		報告事項３ 非農地判断について、農地への復元が困難と見込まれた農地について、農地法第２条第１項で規定する農地に該当しないものと判断したため報告します。 農地パトロールの結果、再生利用が困難な農地として非農地判断した農地は、田が３３２筆、面積は３３万５千８０１．５４㎡、次に畑が５８筆、面積

は3万1千967.2㎡、計390筆、面積は36万7千768.74㎡です。

はじめに、再生利用が困難な農地とは、既に森林の様相を呈している場合や周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地であって、かつ、基盤整備事業の実施等が計画されていない農地が対象となります。

非農地判断までの経緯としては、農地パトロールの結果、再生利用が困難な農地と思われる所有者等へ、農地利用の意向確認と非農地化について、事前に確認の通知を行っております。また、土地改良区や農業振興課へ事前確認を行い、非農地化に支障がないとされた土地について、非農地判断を行っております。

所有者等へ非農地通知を3月5日付けで発送いたしました。同時に法務局で登記地目を変更するよう文書を同封しております。

非農地と判断した土地は、46ページ以降の一覧表となります。

左側から、整理番号、所在、地目、面積、所有者としております。

地目の現況は、全て原野と判断しております。

説明は以上です。

議 長

報告事項でありますのでご了承願います。

続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

・今後の行事予定について

委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時30分

議 長

議事録署名委員

13 番

14 番

